

教科用図書の採択に係る文書の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高梁・新見地区教科用図書採択市教育委員会協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定により、教科用図書の採択に関する情報の公表について定め、もって高梁・新見地区教科用図書採択市教育委員会における教科用図書の適性かつ公正な採択の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「協議会」とは、高梁・新見地区教科用図書採択市教育委員会協議会をいう。

2 この要綱において「協議会文書」とは、教科用図書の採択に関して協議会が保有する文書をいう。

(情報の公表)

第3条 協議会は、次に掲げる協議会文書を高梁市及び新見市のホームページに掲載等行うことにより、公表する。

- (1) 協議会の委員名簿（ただし、専門委員会の委員名簿は除く）
- (2) 協議会の議事概要
- (3) 採択結果及び理由

2 協議会は、開示請求があったときは、前項に規定する以外の協議会文書について、その対応ができるものとする。

(情報の公表時期)

第4条 協議会文書は、規約第8条第1項に規定する教科用図書選定会議が開催された年度の8月31日以降において公表できるものとする。

(公表された情報を利用するものの責務)

第5条 第3条により公表された情報を利用する者は、この要綱の定めるところにより得た情報を適正に使用しなければならない。

(開示を請求することができるもの)

第6条 次に掲げる者は、協議会に対して協議会文書の開示を請求することができる。

- (1) 規約第1条に規定する採択地区内（以下この条において「地区内」という。）に住所を有する者
- (2) 地区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 地区内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 地区内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教科用図書の採択の協議に関して利害関係を有する者

(開示の請求方法)

第7条 第4条の規定により、協議会文書の開示の請求をしようとするものは、文書開示請求書(様式第1号)を協議会に提出しなければならない。

2 協議会は、文書開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、前項の文書開示請求書を提出した者(次条において「開示請求者」という。)に対して、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。

(開示請求に対する決定通知)

第8条 協議会は、前条の文書開示請求の提出があったときは、文書の開示をするかどうかの決定を行い、開示請求者に対して次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により通知するものとする。

- (1) 協議会文書の全部を開示する旨の決定 文書開示決定通知書(様式第2号)
- (2) 協議会文書の一部を開示する旨の決定 文書一部開示決定通知書(様式第3号)
- (3) 協議会文書を開示しない旨の決定 文書非開示決定通知書(様式第4号)

2 協議会は、協議会文書の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、前項第2号又は第3号に規定する通知書に当該決定の理由を付記しなければならない。

(開示の実施)

第9条 前条第1項第1号又は第2号の通知を受けたものは、協議会が指定する日時及び場所において、当該決定に係る協議会文書の開示を受けるものとする。

(開示の方法)

第10条 協議会文書の開示は、協議会文書を閲覧に供し又はその写しを交付することにより行う。

(費用の負担)

第11条 前条の規定により協議会文書の写しの交付を受けるものは、当該文書の写しの交付に要する費用として写し1枚につき20円の額を負担しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会文書の開示に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月5日から施行する。